

○防衛施設庁告示第一号

駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく特別給付金の支給に関する内閣府令（昭和三十三年総理府令第三十六号）第五条の規定に基づき、駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく特別給付金の支給細則（昭和三十七年防衛施設庁告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成十九年一月四日

防衛施設庁長官 北原 巖男

第一条中「駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく特別給付金の支給に関する内閣府令」を「駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく特別給付金の支給に関する省令」に改める。

附 則

この細則は、平成十九年一月九日から施行する。